堺市指定排水設備工事業者 様

堺 市 上 下 水 道 局 給 排 水 設 備 課 参 事 (排水設備調整担当)

下水の種類による排水先の改訂について (通知)

平素は、本市の上下水道事業に対し、ご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。 さて、昨今、新たな排水設備工事の基準を必要とする機器の導入が多く見受けられるため、 本市としてもその技術について把握し、一定の基準を設け、下水の種類による排水先を以下 の表に示すとおり改訂しましたのでお知らせします。

下水の種類	汚水	雨水
便所の排水	0	
台所の排水	0	
浴室の排水	0	
洗面所の排水	0	
屋外手洗いの排水	0	
洗濯の排水	0	
プールの排水(使用時)	0	
プールの排水(未使用時)		0
エア・コンディショナー等の排水 ※1	0	0
貯水槽の排水(点検時)	0	
貯水槽の排水(オーバーフロー水)	0	0
ゴミ置場の排水	0	
雨水の排水		0
湧き水 ※2	0	0
その他生活によって生じた排水	0	
事業活動によって生じた排水	0	
冷却塔排水(オーバーフロー水) ※3	0	
冷却塔排水(ドレン水) ※3	0	
給湯器の排水(エコジョーズ等(ガス炊き)) ※4	0	0
給湯器の排水(エコキュート等)	0	
給湯器貯湯ユニットの排水(オーバーフロー水) ※5	0	0
給湯器貯湯ユニットの排水(ドレン水) _{※5}	0	

なお、汚水、雨水の定義は次のとおりとします。

汚水とは、生活若しくは事業に起因する廃水をいいます。よって、雨水と同程度以上に 清浄なものであったとしても、生活若しくは事業に起因して生じた廃水であれば、汚水系 統へ排水する必要があります。

ただし、潜熱回収機構を有する給湯器等においては、雨水と同程度以上に清浄な廃水であって、「水質を一定に保つ機構を有し、その性能が担保されることが確認されるもの」であれば、"雨水と同様の扱い"とし、必ずしも汚水系統へ排出する必要はありません。また、雨水とは、降雨・雪どけ水など、いわゆる自然水をいいます。

- ※1 空調機・エアコンディショナー等の排水は、汚水系統に排水してください。ただし、雨水と同程度以上に清浄であることを証明できる場合は、雨水系統に排水することができます。
- **※2** 地下構造物からの湧水や土木工事における掘削等に伴う湧水は、汚水系統に排水してください。ただし、地下水が地表に自然に流れ出てくる湧水については、雨水系統に排水してください。
- ※3 <u>冷却塔排水のオーバーフロー及びドレン水</u>は、平成 15 年度、建築物衛生法の法令改正によって、レジオネラ症防止対策の観点から、冷却塔に関する維持管理基準が追加されました。さらに、平成 20 年度には、厚生労働省が、「建築物の衛生管理における維持管理マニュアル」の中で、冷却塔に関する維持管理(冷却水への殺菌剤添加等)を示していることから、排水先として<u>汚水系統</u>とします。ただし、共同住宅や工場等において、常時汚水系統に接続できない場合は、法で定める定期清掃の際に、排水を集水し、汚水系統の配管もしくは桝に排水してください。
- ※4 給湯器(エコジョーズ、エネファーム、エコウィル等のガス炊き)から排出されるドレン水については、第三者機関によりガス機器認証制度で決められたドレン検査基準に従い、ドレン水を中和する性能および異常時の安全性などを確認してください。

ドレン検査基準に適合した給湯器かどうかの識別は、適合した認証品の証である「JIA 認証マーク」の有無で確認してください。この JIA 認証マークの表示がある製品から排出されるドレン水は、汚水・雨水系統のどちらに排水してもかまいません。したがって、JIA 認証マークのない製品から排出されるドレン水は、必ず汚水系統に排水してください。

※5 <u>給湯器貯湯ユニットの排水(オーバーフロー水)は汚水・雨水系統のどちらにも排水することができます。ただし、給湯器貯湯ユニットの排水(ドレン水)は汚水系統に排水してください。</u>

□ お問い合わせ 堺市上下水道局 給排水設備課 排水設備係 (担当 中村・楠本・森) TEL 072-250-5208 FAX 072-250-9164

令和5年4月よりお問い合わせ先は 下記に変更になりました。 給排水設備課 審査係

> TEL 072-250-4697 FAX 072-250-9164